

生駒市規則第 39 号

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年 12 月生駒市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削る。

第 6 条中「4 の項」を「3 の項」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「5 の項」を「4 の項」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「6 の項」を「5 の項」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条中「7 の項」を「6 の項」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条中「8 の項」を「7 の項」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条中「9 の項」を「8 の項」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条中「10 の項」を「9 の項」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条中「11 の項」を「10 の項」に改め、同条を第 12 条とする。

第 14 条第 1 号中「生活保護法」の次に「（昭和 25 年法律第 144 号）」を加え、同条を第 13 条とする。

別表中 3 の項を削り、4 の項から 7 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、8 の項中「国民年金法」の次に「（昭和 34 年法律第 141 号）」を加え、「支援給付若しくは」を「支援給付又は」に、「介護保険給付関係情報」を「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険

料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）」に改め、同項を 7 の項とし、9 の項を 8 の項とし、10 の項を 9 の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。